



秋田県公報

目次

ページ

規則
市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(七五・市町村課)……………1

規 則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十五号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則

秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年秋田県規則第三十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号。以下「条例」という。)に基づき、条例に規定する権限移譲対象事務及び經由事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めることを目的とする。

(権限移譲対象事務の範囲)

第二条 条例に規定する権限移譲対象事務のうち次の表の上欄に掲げる権限移譲対象事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 条例別表第十七第九号の規則で定める事務</p>	<p>秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)第八条の規定による適合証の返還の受理</p>
<p>二 条例別表第三十六第八号の規則で定める事務</p>	<p>クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第三条の規定による確認済証の交付</p>
<p>三 条例別表第三十七第七号の規則で定める事務</p>	<p>秋田県理容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十五号)第二条の規定による確認済証の交付</p>
<p>四 条例別表第三十八第七号の規則で定める事務</p>	<p>秋田県美容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十六号)第二条の規定による確認済証の交付</p>
<p>五 条例別表第三十九第六号の規則で定める事務</p>	<p>化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年秋田県規則第五十一号)第五条の規定による許可申請書の記載事項の変更等の届出の受理</p>
<p>六 条例別表第四十第九号の規則で定める事務</p>	<p>水道法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第三十号。以下この号において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 規則第七条の規定による専用水道の布設工事の着手の届出の受理</p> <p>(二) 規則第八条の規定による専用水道の布設工事の完了の届出の受理</p> <p>(三) 規則第十条第一項(規則第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による専用水道設置者からの水道技術管理者の設置等の届出の受理</p> <p>(四) 規則第十一条(規則第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による専用水道設置者からの水質検査実施等の届出の受理</p> <p>(五) 規則第十二条(規則第十二条の二において準用す</p>

七 条例別表第四十一 第四号の規則で定め る事務	<p>る場合を含む。)の規定による専用水道設置者からの健康診断実施等の届出の受理</p> <p>(六) 規則第十三条の規定による布設した水道が専用水道に該当することとなった旨の届出の受理</p> <p>(七) 規則第十四条の規定による専用水道の廃止等の届出の受理</p>
八 条例別表第四十三 第九号の規則で定め る事務	<p>の</p> <p>(一) 水道法施行細則第十五条の規定による簡易専用水道の設置の届出の受理</p> <p>(二) 水道法施行細則第十六条の規定による簡易専用水道の設置届の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(三) 水道法施行細則第十七条の規定による簡易専用水道の廃止等の届出の受理</p>
九 条例別表第四十四 第八号の規則で定め る事務	<p>秋田県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第三十一号。以下この号において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 規則第四条の規定による認可申請書の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(二) 規則第七条の規定による小規模水道の布設工事の着手の届出の受理</p> <p>(三) 規則第八条の規定による小規模水道の布設工事の完了の届出の受理</p> <p>(四) 規則第十条の規定による水質検査の実施の届出の受理</p>

十 条例別表第六十二 第七号の規則で定め る事務	<p>秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号。以下この号において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 規則第四条第一項及び第二項(規則第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用開始の期日の決定等</p> <p>(二) 規則第五条の規定による施設の管理等の方法等の届出の受理</p> <p>(三) 規則第六条第一項の規定による認可事項の変更の承認</p> <p>(四) 規則第七条の規定による公園事業の休止等の承認</p> <p>(五) 規則第八条第一項の規定による事業者の地位の承継の承認</p> <p>(六) 規則第十条第一項の規定による公園事業に関する届出の受理</p> <p>(七) 規則第十二条第二項の規定による公園事業の執行の認可の取消し(規則第十一条の規定による改善命令に違反した場合における取消しを除く。)</p> <p>(八) 規則第十三条の規定による原状回復命令等</p>
十一 条例別表第六十 五第三号の規則で定 める事務	<p>租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第十七号。以下この号において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 規則第六条第二項の規定による優良宅地の認定に係る証明書の交付</p> <p>(二) 規則第七条の規定による造成工事の廃止の届出の受理</p> <p>(三) 規則第八条の規定による優良宅地の認定を受けた者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(四) 規則第九条第三項の規定による優良宅地の認定基準に係る証明書の交付</p>
十二 条例別表第八十 一第四号の規則で定	<p>地すべり等防止法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第四十四号。以下この号において「規則」とい</p>

<p>める事務</p>	<p>う。(一)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第三条第二項の規定による許可事項の変更の許可 (二) 規則第四条第二項の規定による許可の期間の更新の許可 (三) 規則第五条の規定による許可に係る行為の廃止の届出の受理</p>
<p>十三 条例別表第八十二第七号の規則で定める事務</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年秋田県規則第四十一号)第二条の規定による許可事項の変更の許可</p>

(經由事務の範囲)
 第三条 条例に規定する經由事務のうち次の表の上欄に掲げる經由事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 条例別表第八十五第四号の規則で定める事務</p>	<p>秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号。以下この号において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第三条及び第四条(これらの規定を規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による資金の貸付けの申請の受理 (二) 規則第八条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による借用証書等の受理 (三) 規則第九条第一項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による貸付金の増額の申請の受理 (四) 規則第十条第一項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による資金の貸付けの継続の申請の受理 (五) 規則第十一条第一項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による貸付金の貸付けの辞退等の申出の受理 (六) 規則第十二条第一項(規則第二十三条において準</p>
-------------------------------	---

<p>用する場合を含む。(の規定による償還方法の変更の承認の申請の受理 (七) 規則第十三条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による繰上償還の申出の受理 (八) 規則第十六条第一項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による貸付金の償還の免除の申請の受理 (九) 規則第十六条第三項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による償還金の支払の猶予の申請の受理 (十) 規則第十七条第二項(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による保証人の変更の承認の申請の受理 (十一) 規則第十八条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による事業計画の変更の承認の申請の受理 (十二) 規則第十九条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による事業収益の事業外使用の承認の申請の受理 (十三) 規則第二十一条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による違約金の支払の免除の申請の受理 (十四) 規則第二十二条(規則第二十三条において準用する場合を含む。)(の規定による借主資格喪失等の届出の受理</p>	<p>二 条例別表第八十五第六号(八)の規則で定める事務</p>
--	----------------------------------

<p>毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第一号。以下この号において「規則」という。)(に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第三条の規定による毒物劇物取扱者試験の受験願書の受理</p>	<p>三 条例別表第八十五第十三号(十)の規則で定める事務</p>
--	-----------------------------------

<p>調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第二項の規定による調理師試験の受験願書の受理</p>	<p>三 条例別表第八十五第十三号(十)の規則で定める事務</p>
--	-----------------------------------

<p>四 条例別表第八十五第十九号(七)の規則で定める事務</p>	
<p>(一) 規則第五条の規定による管理薬剤師の実務従事者の許可の申請の受理</p> <p>(二) 規則第五条第二項の規定による許可証の交付</p> <p>(三) 規則第六条の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(四) 規則第十三条の規定による身分証明書の書換え交付の申請の受理</p> <p>(五) 規則第十四条第一項及び第二項の規定による身分証明書の再交付等の申請の受理</p> <p>(六) 規則第十五条の規定による身分証明書の返納の受理</p> <p>(七) 規則第十六条の規定による医療用具の販売業の届出済証の交付</p>	<p>(二) 規則第六条第一項の規定による合格証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(三) 規則第七条第一項及び第三項の規定による合格証の再交付の申請等の受理</p> <p>(四) 規則第八条の規定による合格者の死亡等の届出の受理</p> <p>(五) 規則第十三条第一項の規定による特定毒物実地指導員の指定の申請の受理</p> <p>(六) 規則第十五条第一項の規定による指導員証の交付</p> <p>(七) 規則第十六条第一項の規定による指導員証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(八) 規則第十七条第一項の規定による指導員証の再交付の申請の受理</p> <p>(九) 規則第十七条第三項の規定による指導員証の返納の受理</p> <p>(十) 規則第十八条の規定による特定毒物実地指導員の死亡等の届出の受理</p>

附 則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所
印 刷 者

株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubarasatsusatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

